

「第4期大村湾環境保全・活性化行動計画」素案に対するパブリックコメント募集結果について

「第4期大村湾環境保全・活性化行動計画」素案について、パブリックコメントを実施しましたところ、貴重な意見をいただき厚くお礼申し上げます。

いただいたご意見に対する県の考え方をまとめましたので公表します。

- 1 募集期間** 平成30年12月19日（水）～平成31年1月18日（金）
- 2 募集方法** 電子申請、郵送、ファクシミリ
- 3 閲覧方法** 長崎県地域環境課、県政情報コーナー、各振興局行政資料コーナー（長崎振興局を除く）、各県立保健所
- 4 意見の件数** 16件
- 5 意見の反映状況**

対応区分	対応内容	件数
A	素案に修正を加え反映させたもの	5
B	素案にすでに盛り込まれているもの 素案の考え方に合致し、今後、具体的な対策を遂行する中で反映・ 検討していくもの	5
C	今後の検討課題とするもの	2
D	反映することが困難なもの	1
E	その他	3
計		16

6 意見の反映状況、提出された意見の趣旨及び県の考え方

【第1章 第3期大村湾環境保全・活性化行動計画の検証と評価】

番号	意見趣旨	対応	県の考え方
1	(P.2 (2) 生物多様性の保全による里海づくりについて) 二枚貝が確認できたことは評価しますが、廃ガラスの利用に異議があります。ガラスは微小で、多少の力では破損、破壊は無いかもしれませんが、石や硬い金属によって破壊、細小化されます。 この海域に人間が関わらなければ問題はありますが、貝などの採取、海水浴、砂遊びなどに利用するのが本来の目的です。 子ども達がガラスを砕き、手の平をケガする。そんな光景を危惧します。	E	県の研究において、廃ガラス等の廃棄物を材料とした再生砂に十分な二枚貝の生息が確認され、さらに県認定リサイクル製品である再生砂を活用することにより、販路拡大を図る目的もあります。 また、再生砂については、製造過程において角を取った5mm以下の製品を供しており、安全には配慮しております。 なお、当地には、浅場造成への取組や再生砂を使用している等、注意事項を示した看板を設置することにしてあります。

【第2章 第4期大村湾環境保全・活性化行動計画の策定に向けて】

番号	意見趣旨	対応	県の考え方
2	(P.6 (1) 水質について) 大村湾の水質について、その評価を科学的な項目に限っています。 判断基準にあらたに、プランクトンなどや稚魚などの微小生物を指標に加えてはいかがでしょうか。生態の動きがより一層具体的に観測できると思います。	C	水質の判断基準として、微小生物を新たに追加することは、実態が不明瞭な現状においては厳しいと考えておりますが、生物の生息しやすい海を目指すという点は、計画の方向性のひとつでもありますので、引き続き調査や取組を進めていきます。
3	(P.6 (1) 水質について) おおまかには環境基準を達成していますが、細かく見ていくと、未達成のポイントが散見されます。これらの地点は置き去りにされ、対策の隘路になっている可能性があります。なんらかの対応を考える必要があります。	B	環境基準未達成の地点への対策については、今後も関係機関と協力しながら、湾奥部での窪地の調査などを行い水質改善手法を検討していくこととしており、P.29(5)海域環境の保全へ、その旨を記載しています。
4	(P.6 (1) 水質について) COD、全窒素及び全リンは毎月測定していると思います。よって、「毎月実施している」という文言を入れてはどうかと考えます。この方がデータの信頼性が増します。	A	ご意見を踏まえ、P.6 (1) 水質について、毎月測定している旨を記載しました。
5	(P.14 (5) 「にぎわい」に関する周辺の動きについて) 海フェスタ大村湾で、「大村湾 ZEKKEI ライド」が行われていて、この大会には多くの県外の方が参加しています。 その人たちに大村湾の良さを知ってもらうということを盛り込んだらいかがでしょうか。	A	ご意見を踏まえ、P.14 (4) 流域住民と大村湾の関わりへ、「大村湾 ZEKKEI ライド」の説明に大村湾の魅力発信につながる取組を記載しました。

【第3章 第4期大村湾環境保全・活性化行動計画の基本的事項】

番号	意見趣旨	対応	県の考え方
6	(P.20 図 3-1 について) 「流域からの過剰な栄養分の海への流れ込みを少なくすること等により、水質の改善を図ります。」と記載されていますが、すでに水質は改善傾向にあるので、「水質のさらなる改善」または「水質の保全」というようにしてはどうかと考えます。	A	ご意見を踏まえ、P.20 図 3-1 の該当部分へ、「水質のさらなる改善」と記載しました。

7	<p>(P.21 多自然川づくりの促進について) 具体的な内容が無いので提案します。 今や川の三面張りは時代錯誤の代物です。中小河川では未だに散見されます。 早急な対応をお願いします。 さらに主要河川では魚道が整備されていません。農業用の堰の利用状況を 検討し、堰の撤去、あるいは期間限定でも開放などの見直しと対応をお願い します。</p>	E	<p>H9の河川法改定に伴い、河川事業においては多自然川づくりを考慮して 整備を行っており、現在、三面張りなどの整備は行っておりません。 堰についての管理者は農業関係の利水者となり、既設堰の撤去等につい ては堰管理者との協議が必要となります。魚道整備など河川改修に合わせた堰 の改修が必要となる場合は、利水計画や堰の維持管理を考慮し、堰管理者と の合意のもと、堰の統廃合などを検討する場合があります。 なお、農業用の堰は、取水期間以外の期間は、堰を倒伏するなどして、開 放されているところもあります。</p>
---	--	---	---

【第4章 施策の内容】

番号	意見趣旨	対応	県の考え方
8	<p>(P.23 1 森里川海が一体となった里海づくりについて) 全地点での環境基準達成を目指すというニュアンスにはどうかと思いま す。</p>	C	<p>大村湾の環境基準達成を目指し、これまで様々な取組を実施してきました が、全地点の平均値であっても、未だ環境基準値を達成していない年がある 現状です。そのため、第4期行動計画の期間内における水質目標については、 「全地点の平均値が環境基準値を毎年達成すること」としています。 さらに全地点の環境基準達成を目指し、取り組んでいきます。</p>
9	<p>(P.26 希少野生動植物種保存地域について) 貝や魚などの種を対象に大村湾を全体で指定しているのが現状です。 さらに、具体的に臼島、森園海岸、郡川、大上戸川、鈴田川などの地域を指 定して、その地域の開発など現状の変更に規制をかぶせる「地域指定」を望 みます。 そして、看板の設置など広報にも尽力されんことを期待します。</p>	E	<p>希少な魚類や貝類につきまして、大村湾の沿岸を希少野生動植物種保存地 域に指定し、捕獲等を禁止しておりますが、この保存地域は指定地域内での 捕獲や採取等を規制するもので、開発等の現状の変更は含んでおりませ ン。現状の変更等の規制については、多くの課題があります。</p>
10	<p>(P.30 (1) 親水意識醸成への取組について) ペーロン、カヤック、カヌー、ヨットなどのイベントと環境整備、人材発掘 などに取り組む。</p>	B	<p>P.31 (1) 親水意識醸成への取組及び、P.32 (3) 地域資源の活用促進に、 流域市町によるペーロン体験やマリンスポーツ体験活動の実施を記載してい ます。 また、造成した浅場の利活用として、海と触れ合う体験活動を実施予定で あり、環境に関する学習会や自然体験活動等を支援するため専門家を派遣 する制度についても引き続き行うこととしています。 さらにP.34 (4) 流域連携・協働取組の意見交換や情報発信を通じ、イベ ントや各制度の情報及び人材情報の発信にも取り組んでいく予定としており ます。</p>
11	<p>(P.30 (1) 親水意識醸成への取組について) 大村湾周回サイクリングロードの構想のご検討をお願いします。</p>	B	<p>P.33 (3) 地域資源の活用促進「大村湾やその沿岸でのスポーツ等の推進」 に関連しますが、既存の道路を利用して、安全に迷わずサイクリングが出来 るよう、モデルルートの設定や案内看板、路面表示の整備について、関係市 町と検討をしております。</p>
12	<p>(P.30 (1) 親水意識醸成への取組について) 災害時の対応として、西彼杵半島へ空港からの第2の架橋を検討してくださ い。</p>	B	<p>第2の架橋については、建設費用が多額となることから、長期的な課題と して検討すべきものとして考えています。 なお、検討事項として、P.34(4)流域連携・協働取組の推進に記載しており ます。</p>

13	(P.30 (1) 親水意識醸成への取組について) 湾奥部の水質改善対策として、橘湾への運河掘削の可能性をご検討ください。海水交換がスムーズになり、併せて潮汐による発電も期待できます。	D	橘湾への運河建設については、以前県が調査検討しておりますが、費用が多くなること、塩分濃度の変化による大村湾の生態系や漁業への影響も懸念されることから、実現が難しいと考えています。
14	(P.30 (1))親水意識醸成への取組について) 大村湾には海水浴場があるので、「海水浴場」という言葉をどこかに入れるといいと思います。	A	ご意見を踏まえ、P.31 (1) 親水意識醸成への取組へ、「海水浴場等での海の生物とふれあうイベントやマリンスポーツの体験等を実施する」旨を記載しました。
15	(P.33 (4) 流域連携・協働取組の推進について) 「浮遊ゴミ除去事業」とありますが、多くの県民や企業が参加している「沿岸一斉清掃」も記載してはどうかと考えます。	A	ご意見を踏まえ、P.33 (4) 流域連携・協働取組の推進、現状と課題に記載している大村湾をきれいにする会の活動へ「沿岸一斉清掃」を追記しました。

【全体】

番号	意見趣旨	対応	県の考え方
16	分かりやすくまとまっていて、良い計画だと思います。 案のまままで問題ないと思います。	B	賛同いただいた原案（素案）を活かし、県民の皆様と協力しながら、引き続き、大村湾の環境保全・活性化に取り組んで参ります。